

**認定基準**

(R2.4.1～) ※認定は会社ではなく店舗ごとに行います。

**▼小売店の認定基準**

- ① 市の地産地消の推進に協力し、市内産農産物等を積極的に販売・PRする意欲のある店
- ② 他の商品とは別に市内産農産物等の売場を設置し、市内産であることが消費者に分かりやすく表示されていること
- ③ 市内産農産物等の販売を今後も継続または増やしていこうとする意欲がある店
- ④ 推進店であることを新潟市ホームページや市報にいがた等で紹介されることを承諾する店
- ⑤ 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店（関連事業例：キャンペーン等のイベントへの参加、チラシ・パンフレット等の設置など）
- ⑥ 市内産農産物等を一年を通じて販売する店（概ね8か月以上）

**▼飲食店の認定基準**

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市の地産地消の推進に協力し、市内産農産物等を積極的に活用・PRし、かつ、今後もその取り組みを進めていこうという意欲のある店</li> <li>② 市内産農産物等を使用した料理について、使用している市内産農産物等がメニューで分かりやすく表示されていること</li> <li>③ 推進店であることを新潟市ホームページや市報にいがた等で紹介されることを承諾する店</li> <li>④ 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店（関連事業例：キャンペーン等イベントへの参加、チラシ・パンフレット等の設置など）</li> <li>⑤ 食品衛生法及び関連法令を遵守していること</li> </ul>
選択 (2つ以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内産農産物等を品目または重量で5割以上使用したメニューを通年で提供する店</li> <li>② 通年で使用する米類（米粉などの加工品を含む）や麦類（小麦粉などの加工品を含む）が新潟県内産であること</li> <li>③ 市内産農産物等を使った郷土料理を通年で提供する店</li> <li>④ 新潟市食と花の銘産品を使った新潟らしいメニューを提供する店、ただし提供期間は問わない</li> </ul>

推進店は、毎年度の活動実績を指定する報告様式により、毎年度末に市長に提出すること。